

繁栄のためのインド太平洋経済枠組み 貿易の柱 閣僚声明

繁栄のためのインド太平洋経済枠組み（I P E F）

柱1－貿易

我々、アメリカ合衆国、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム国、フィジー、インドネシア、日本、大韓民国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの閣僚は、ルールに基づく多角的貿易体制に立脚する、ハイスタンダード、包摂的、自由、公正で、かつ、開かれた貿易に関するコミットメントの創設に努める。我々は、幅広い内容の目的を前進させ、経済活動を活性化し、投資を創出し、また、強靱、持続可能で、かつ、包摂的な経済成長及び発展を推進する並びに労働者、消費者、先住民、地域社会、女性及び中小零細企業（MSME s）に利益をもたらす貿易及び科学技術政策に向けた、新たなかつ創造的な方法を開発することに努める。

我々は、さらに、相互に有益な成果を実現するため、異なる経済発展段階及び能力の制約を認識し、適切な場合には、柔軟性を考慮し、パートナーとの間で協力し、技術支援やキャパシティ・ビルディングを提供することにコミットする。

我々は、我々の共通の利益を促進し、インド太平洋地域において、人々に具体的な利益をもたらし、強靱で幅広い経済的連結性及び統合を促進するため、労働、環境、デジタル経済、農業、競争政策、透明性及び良き規制慣行、貿易円滑化、包摂性、並びに技術支援及び経済協力に関連する規定及び取組を追求する意図を有する。特に、我々は次の項目に関連する規定及び取組に焦点を当てる意図を有する。

- **労働**：次のことに関連するものを含め、労働者に利益をもたらし、持続可能で包摂的な成長の促進に資する自由で公正な貿易を確保する。労働における基本的な原則及び権利に関するILO宣言に基づく国際的に認められた労働者の権利に基づき国内法令を採用し、維持し、及び執行すること、国内の労働法に違反する場合の企業の説明責任の奨励、公衆の関与並びにデジタル経済における労働者に関連するものを含む、前述の労働者の権利及び労働力開発を支援するための新たな労働課題に関する協力メカニズム。
- **環境**：次のことを通じ、環境保護及び気候変動を含む持続可能性に関する我々の共通課題への対処に有意義な貢献をする。各国それぞれの環境に関する法律の効果的な執行及び環境保護の強化、海洋環境の保護、生物多様性の保全、野生生物の不正取引及び違法伐採並びに関連する取引への対処、関連するクリーンテクノロジー並びに環境物品及びサービスに関連する貿易及び投資の促進、並びに再生可能エネルギー及びエネルギー効

率並びにゼロ炭素及び低炭素の調達強化を含む、既存のコミットメントに立脚する気候変動の解決策、グリーン投資及びファイナンス、循環経済に関する取組、環境上持続可能なデジタル経済の推進、責任ある企業行動、環境に関する多数国間協定に基づく各国それぞれの義務の実施、並びに環境協力の強化。

- **デジタル経済**：次のことにより、包摂的なデジタル貿易を推進する。デジタル経済における信頼及び信用のある環境の構築、オンライン情報へのアクセス及びインターネット利用の促進、デジタル貿易の促進、差別的慣行への対処並びに強靱で安全なデジタル・インフラ及びプラットフォームの推進。我々は、特に、（１）国境を越えるデータの信頼のある安全な流通、（２）デジタル経済の包摂的で持続可能な成長、並びに（３）新興技術の責任ある開発及び利用を促進し、支援することに取り組む。我々は、デジタル技術の急速に進化する性質並びに我々の多様なコミュニティの権利及び利益の保護を含む公共政策の目的を達成するための柔軟性に関する必要性を認識する。我々は、この活力のある経済分野における規制上の取組及び政策課題に関するベスト・プラクティスを共有し、事業促進、スタンダード並びに中小零細企業（MSMEs）及びスタートアップ企業を含む多岐にわたる課題に関して協力する。
- **農業**：文脈上適切な、かつ、エビデンスに基づく、気候に優しく持続可能な生産慣行の向上、土地、水及び燃料の使用を最適化した上での生産性の向上、並びに気候変動の緩和及び適応、食料安全保障並びに強靱性への貢献に対する支援のための適切な技術の利用の促進を含む食料安全保障及び持続可能な農業の取組を促進する。さらに、我々は、世界貿易機関（WTO）協定と整合的な形で、次のことを追求する。食料及び農業のサプライチェーンの強靱性及び連結性の強化、食料及び農産品の輸入を制限する不当な措置の回避、規制の過程及び手続における透明性の向上、人、動物及び植物の生命又は健康を保護するための科学及び危険性に基づく意思決定の推進、規制上及び行政上の要件に関する手続の改善及び協力の促進、食料及び農産品の輸出に対する不当な禁止又は制限の回避、並びに国際的な食料サプライチェーンにおける法令遵守に関する費用の抑制のためのデジタルツールその他の関連する手段又は措置の利用の促進。
- **透明性及び良き規制慣行**：ルールメイキングにおける透明性を促進し、支援し、及び向上させる。新たに提案され、又は改正される規制措置について利害関係を有する者にパブリックコメントの機会を与える。既存の法律及び規制の過程に関する、オンラインを含む、情報へのアクセス可能性を改善する。規制の策定における内部の調整を促進する。ルールメイキングにおける利用可能な情報、科学及びエビデンスを考慮する。我々は、良い統治を支持する上で、良き規制慣行の利益を推進することに努める。我々は、サービスに関し、適当な場合には、WTOサービス国内規制共同イニシアティブにおいて達成された成果に立脚することに努める。

- **競争政策**：デジタル市場を含む、開かれ、公正、透明、かつ、競争的な市場を確保するために、競争法及び消費者保護法を採用し、又は維持し、また、競争及び消費者保護に関する執行及び政策課題について協力する。我々は、公正な競争を維持するために協力することに努める。
- **貿易円滑化**：WTO貿易円滑化協定の効果的な実施を含む、貿易円滑化に関する国際的なベスト・プラクティスを活用する。税関管理を維持しつつ、税関手続及び通関の簡素化を通じて貿易を促進する。貿易円滑化措置をデジタル化する。適当な場合に、特に海上の課題を含む物流管理及び輸送に関する課題に対処し、透明性を向上させる。我々は、税関のデータ及び文書の電子的な処理を促進し、貿易業者のデータの効率的で信頼できる取扱いに関する責任ある規則の維持又は形成に努める。加えて、我々は、特に、公表の拡充、電子的支払、腐敗しやすい物品及び税関協力に関する規定及び取組を追求する。
- **包摂性**：先住民、少数民族、女性、障害のある人々、農村住民及び地域社会を含む社会の全ての構成員のために、地域経済への有意義なアクセスと参加を拡大する。我々は、経済におけるエンパワーメントに係る障壁を除去することによるものを含め、IPEFの利益が広く共有されることを確保するために、包摂的な取組の推進に努める。我々は、これらのグループによる国際貿易及び投資への一層の参加を奨励し、彼らの関心領域における協力活動の発展に努める。
- **技術支援及び経済協力**：二国間及び地域の貿易関連の既存の技術支援及びキャパシティ・ビルディングを含む技術及び経済協力、並びにインド太平洋におけるハイスタンダードな貿易規定及び新たな取組の完全な実施を促進する能力を支援する。我々は、既存の支援プラットフォームに立脚し、特定されたニーズに従ってIPEFパートナーがIPEFの規定及び取組を実施することへの支援を調整する。

我々は、地域経済の連結性、包摂性及び統合を促進することを目的として、我々の共通の利益を更に促進するために、パートナーとの協議に基づき、追加的な協力分野を引き続き特定する。

我々は、我々の市場における労働者、企業及び人々のための機会へのアクセス拡大、我々の経済における貿易及び投資の流通量の拡大、スタンダードの強化並びに貿易障壁の削減に資する環境を共に創出することを期待する。